

群馬県アート支援団体補助金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県アート支援団体補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「アート支援団体」とは、アートを活用した事業に取り組む団体又はアーティストの活動支援に資する団体であつて、法人格を有するもの又はその他知事が適当と認めるものをいう。なお、その他知事が適当と認める団体については、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 定款、寄附行為に類する規約を有すること
- (2) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- (3) 自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- (4) 活動の本拠となる事務所等を有すること

2 この要綱において「アート」とは、「群馬パーセントフォーアート」推進条例（令和5年群馬県条例第5号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定するアートをいう。

(補助金の目的)

第3条 この補助金は、条例に基づき、アート支援団体が行うアートを活用した地域活性化を図る事業に対し、その経費を助成することにより、新たな需要や高い付加価値を生み出すモデルを構築し、市場の開拓や他地域への展開を図ることで、ひいてはアート支援団体の育成及び発展につなげることを目的とする。

(補助対象事業者)

第4条 この補助金は群馬県内に主たる事業所を有するアート支援団体を対象とする。

2 前項のアート支援団体は、自己又は自団体の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- (9) 法令違反、公序良俗に反する活動を行っている者

3 第1項のアート支援団体は、自己又は自社の役員等および被雇用者が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
- (2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

4 第1項のアート支援団体の活動の主たる目的が、宗教又は政治的なものであってはならない。

(補助事業)

第5条 補助事業は、第3条の目的を達成するため、アート支援団体が行うアートを活用した地域活性化を図る事業で、他地域のモデルとなることが期待される事業とする。ただし、団体の通常の活動として行う公演・発表会・講習会等は除くものとする。

また、申請のあった事業の中から審査を経て採択された事業とする。

2 前項の補助事業について、アート支援団体は、事業実施により得た知識及び技術の提供及び県が行う広報等に協力するものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業にかかる経費で別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の支給は、200万円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 アート支援団体は、この補助金の交付申請をしようとするときは、アート支援団体補助金交付申請書（様式1）を、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、支給の可否を決定するとともに、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、アート支援団体補助金交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第10条 知事は、補助金交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の遂行において第4条第2項各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- (2) その他、知事が必要と認める条件

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式3）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助事業の変更等)

第 12 条 補助金交付の決定を受けたアート支援団体（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる場合には、速やかにアート支援団体補助金変更（中止）承認申請書（様式 4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の目的、内容、実施方法等を著しく変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の経費の配分を、著しく変更（補助交付決定額の 30%以上）しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止しようとするとき。

2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、これを適当と認めるときは、補助事業の変更又は中止を承認し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により補助事業の変更又は中止を承認するときは、必要に応じ条件を付し、これを変更又は中止することができる。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、補助事業の全部若しくは一部の中止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 9 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則、この要綱若しくはこれらに基づく処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、誓約書（別紙 1-3）において誓約した事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、原則その全額に対し、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告書)

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた会計年度内の別に定める日までに、実績報告書（様式 5）を知事あて提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、これを正当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第 16 条 この補助金は、実績報告書の審査に基づき、その額が確定した後に精算払により交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払によることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により、概算払請求をしようとするときは、アート支援団体補助金概算払申請書（様式 6）を知事に提出するものとする。

(書類の整備等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業実施の年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象経費

項目	内容
旅費	出演者・講師等の交通費、宿泊費 等
会場費	会場使用料（付帯設備費、光熱水費を含む）、会場設営費、音響費、照明費 等
創作活動費	材料費、機材借料費、燃料費、資材購入費、調査費、制作補助費、消耗品費、処分費 等
文芸費	運営スタッフ費、著作権使用料 等
謝金	リサーチ活動協力謝金、通訳謝金、審査謝金、講師謝金、出演謝金、助言謝金、会場整理員賃金 等
宣伝費	広告宣伝費（広告物の作成及び掲載費用を含む。）、看板作成費、ウェブサイトでの告知用頁作成費 等
印刷費	プログラム印刷費、図録編集・印刷費、資料印刷費、入場券印刷費、チラシ・パンフレット・ポスター印刷費、活動記録作成費、各種デザイン料、案内状作成費、公募案内印刷費 等
運搬費	作品運搬費、道具運搬費、楽器運搬費、材料運搬費、車両借料（燃料代を含む。） 等
保険料	ボランティア保険、イベント保険等の保険料
委託料	専門的知識・技術を要する業者に外部委託した費用（事業を委託するものは対象外）
諸経費	案内状送付料、録画費、録音費、写真費、通信費（通話料金等は対象外）、会議費、講師等の水分補給に必要な飲み物代 等

※対象外経費（例）

(1) 弁当・食事に関する経費、交際費、レセプションやパーティーに係る経費、打ち上げ代、手土産代 等
(2) コンクールや公募展に係る賞金、賞品代、記念品代 等
(3) 航空・列車の特別料金（グリーン車、ファーストクラス等） 等
(4) 当該事業の終了後に団体や個人の所有物及び実施地設備となるものに係る経費 等
(5) 当該事業以外で使用する事務機器や事務用品に係る経費 等
(6) 入場券販売手数料、支払振込手数料および印紙代 等
(7) 団体の運営に関する経費（人件費、事務所の家賃等） 等